

京都市告示第 30 号

京都市老人保養センターの指定管理者である国際ライフパートナー株式会社から、京都市老人保養センター条例第4条の規定に基づき、休所日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成27年4月1日

京都市長 門川 大作

1 変更部分

条例第4条に掲げる休所日の部分

2 変更内容

月曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日を開所する（ただし1月2日を除く）

3 変更期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)